

## 《論 説》

## フランスの2019年所有者不明土地対策新法

## ——フランス領ポリネシア相続特例法——

小 柳 春 一 郎

目次

はじめに

1. ポリネシア相続特例法
  - (1) ポリネシア相続特例法の成立
    - ア. ポリネシアの共有問題
    - イ. ポリネシア相続特例法の立法過程
  - (2) ポリネシア相続特例法の規定
2. ポリネシア相続特例法が海外領土遺産共有解消法から継承した規定
  - (1) 優先分与・相続人脱漏
    - ア. 優先分与（1条）
    - イ. 裁判分割での相続人脱漏についての特例（3条）
  - (2) 多数決による協議分割（4条）
    - ア. 制度の特徴
    - イ. 共有者特定不能・住所特定不能の問題
3. ポリネシア相続特例法の独自規定
  - (1) 兄弟姉妹等への復帰権（2条）
    - ア. 制度の概要
    - イ. 家産としての不動産
  - (2) 株分け相続の利用拡大（5条）
    - ア. 例外的制度の必要性
    - イ. 株分け相続規定の成立

おわりに

## はじめに

フランスには、日本と同様に、相続処理長期未了の結果としての遺産共有 (indivision successorale) のため、土地の管理・処分が困難になる問題が存在し、「*désordre foncier*」(直訳すれば、「土地混乱」と呼ばれる。フランスは、土地混乱に悩むコルシカ、海外領土などに、最近、対策立法を制定している<sup>1)</sup>。これらは、日本の所有者不明土地問題<sup>2)</sup>の対策に参考になる。

2019年には、フランス領ポリネシアについて、本稿が検討する「フランス領ポリネシアに関する2019年7月26日の法律」(loi n° 2019-786 du 26 juillet 2019 relative à la Polynésie française,以下、「ポリネシア相続特例法」という。)が制定された。

ポリネシア相続特例法の前の重要立法として、2017年の「地籍正常化及び法的土地混乱段階的解消の促進に関する2017年3月6日の法律」(loi n° 2017-285 du 6 mars 2017 visant à favoriser l'assainissement cadastral et la résorption du désordre de propriété, 以下、「地籍正常化法」という。)<sup>3)</sup>がコルシカについての土地混乱対策立法であり、2018年の「海外領土における遺産共有解消を容易化し、住宅政策を促進するための2018年12月27日の法律」(loi n° 2018-1244 du 27 décembre 2018 visant à faciliter la sortie de l'indivision

1) <http://www.justice.gouv.fr/justice-civile-11861/desordres-fonciers-en-corse-et-dans-les-oultre-mer-31745.html>。小柳春一郎「土地の公示制度の課題：取引安全円滑と情報基盤」論究ジュリスト15号(2015年)。

2) 所有者不明土地問題とは、「土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地(以下「所有者不明土地」という。)が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題」である(法制審議会民法・不動産登記法部会「民法・不動産登記法の改正に当たっての検討課題」2019年3月19日1頁(<http://www.moj.go.jp/content/001289331.pdf>))。

3) 小柳春一郎「フランス法における不動産の法的管理不全への対策：コルシカにおける相続登記未了と2017年地籍正常化法」土地総合研究25巻2号(2017年)。

successorale et à relancer la politique du logement en outre-mer, 以下、「海外領土遺産共有解消法」という<sup>4)</sup>。)が海外領土についての土地混乱対策立法である。それぞれの対策立法は、対象地域が異なるだけでなく、規定内容もある程度異なり、個別の検討が必要である<sup>5)</sup>。

ポリネシア相続特例法の特徴は、遺産共有の分割(partage)についての制度の充実であり、協議分割については、3分の2多数決型協議分割(un partage amiable des successions à une majorité de deux tiers)を認めた(これは、海外領土遺産共有解消法と類似)。また、裁判分割については、当事者特定不要型裁判分割としての株分け分割制度を規定した。これは、海外領土遺産共有解消法にはない独自の制度であり、その結果として従来よりも規模の小さな共有を新たに作り出す。

この点に関し、共有(indivision)<sup>6)</sup>は、しばしば、問題を引き起こす制度とされるが、共有自体が問題というよりも、管理できない・処分できない共有が問題である。長期の遺産共有の広範な存在は、共有者だけでなく、社会にも問題を及ぼす。ポリネシア相続特例法は、多数共有者・管理不能型共有から少数

- 
- 4) 小柳春一郎「フランスの2018年所有者不明土地対策新法(海外領土遺産共有解消法)：持分過半数発動による処分行為(共有不動産売却及び協議分割)の許容」土地総合研究28巻2号(2020年)。
  - 5) 例えば、遺産共有管理についてみれば、2017年の地籍正常化法は、共有持分の3分の2以上の特別多数決で共有不動産処分が可能であり(地籍正常化法2条)、また、2018年の海外領土遺産共有解消法は、共有持分過半数の発動で、裁判所の許可による共有不動産処分が可能であるが(海外領土遺産共有解消法1条)、2019年のポリネシア相続特例法は、そうした規定は有さない。また、ポリネシアには、共有財産について、特定共有者による取得時効促進の特別の仕組みはない。ポリネシア現地政府のパンフレットには、取得時効について、実際に土地を支配している者だけを不当に優遇するとして、批判するものがある([https://www.service-public.pf/daf/wp-content/uploads/sites/42/2020/03/Livret-Indivision-Securisation-Fonciere\\_-compressed.pdf](https://www.service-public.pf/daf/wp-content/uploads/sites/42/2020/03/Livret-Indivision-Securisation-Fonciere_-compressed.pdf), p.7)。
  - 6) 本稿は、indivisionを「共有」と訳す。この点につき、小柳・前掲注(4)86頁注(2)参照。

共有者・管理可能型共有への転換の仕組みを用意した。それが、株分け型分割規定である<sup>7)</sup>。

ポリネシア相続特例法は、全6条からなる法律であり(⇒1)、多数決による協議分割の実現などで海外領土遺産共有解消法から強い影響を受けている(⇒2)、株分け型相続制度の拡張など独自の部分がある(⇒3)。

## 1. ポリネシア相続特例法

### (1) ポリネシア相続特例法の成立

#### ア. ポリネシアの共有問題

フランス領ポリネシアは、南太平洋に散在する100を超える島々からなる地域であり、人口は30万人程度である。ポリネシアとフランスとの関係は、19世紀の植民地化にさかのぼる。現在のポリネシアは、フランスの海外領土の一部であり、広範な自治権を獲得している。

ポリネシアでも、多年にわたる相続処理未了があり、土地の共有が非常に多く、また、多数者共有のため、土地の管理・処分が困難になっている。この点について、2016年の「元老院海外領土派遣団による海外領土不動産権安定化に関する情報レポート(Rapport d'information fait au nom de la délégation sénatoriale à l'outre-mer sur la sécurisation des droits fonciers dans les outre-mer)」(以下、「元老院2016年レポート」という。)は、海外領土の不動産問題についての包括的調査であり、次のように述べている。

「西インド諸島のグアドループ、マルティニック、サン=マルタン、インド洋のマイヨット、そして、太平洋のポリネシアは、すべて、土地取引を

7) この法律による特例は、ポリネシアにおいて開始した相続についてだけ適用されるのではなく、相続財産の一部についてであれ、ポリネシアに財が存在する場合に適用される(Sandrine Le Chuiton, « Polynésie : la lutte contre l'indivision foncière est mise en place », La semaine Juridique - Notariale et Immobilière n°35, 2019, act. 684.)。

凍結させる不動産共有の強いインパクトの下にある。その多くの場所で、共有は、解決不可能な問題になっている。というのも、それが、複数の世代に及ぶ未処理の相続、それどころか相続開始すらなされていない相続の結果だからである。マルティニックでは、私有地の26%が共有になっており、また、更に14%が未処理相続の土地である。マイヨットでは、いくつかの村では、土地がほとんど全て共有である。シコニの村の4分の3は、1960年に作成された二つの土地所有権証書でカバーされている。フランス領ポリネシアでは、数多くの共有があり、しかも、共有者はしばしば百人を超え、4世代や5世代にわたり、処理されておらず、その結果、多くの「土地争い」の原因になっている。<sup>8)</sup>」

元老院2016年レポートは、共有の問題を指摘するだけでなく、海外領土での土地共有の広範な存在には、一定の合理的理由があったと指摘している。共有により、土地の細分化を防止でき、また、処分を困難にすることで、各種権力からの収奪を防止でき、さらに、家族内部の協力を維持できるからである<sup>9)</sup>。とはいえ、現状の改善が必要である。海外領土における長期・多数共有者共有は、地域開発、住宅建設の障害になっている。

元老院2016年レポートは、ポリネシアの共有問題は、海外領土の中でも最も困難であると指摘している。これには、慣習——成長とともに名を変更する慣習や口頭による養子縁組の慣習——なども関連する。

ポリネシアの分割の特徴は、裁判分割がほとんどであり、協議分割は稀であり<sup>10)</sup>、フランス本土の事情と正反対なことである。直井義典は、フランス法の分割について、次のように指摘している<sup>11)</sup>。

8) Rapport d'information, N° 721, Sénat, 23 juin 2016, p.8, <https://www.senat.fr/rap/r15-721/r15-7211.pdf>

9) Rapport d'information, op. cit. (note8), p.20.

10) Rapport d'information, op. cit. (note8), p.36.

11) 直井義典「フランスにおける不分割財産分割」香川大学法学部編『現代における法と政治の探求』(成文堂, 2012年) 173頁。

「分割方法には、協議分割と裁判上の分割の2種がある。このうち、協議分割は、2006年法によって大幅に拡大されており、こちらが原則化している。ただし、不分割権利者のうちに未成年者・不出頭者などが存する場合などにおいては代理人が指名されるものとされており、協議分割といえども裁判所による関与が全面的に排除されているわけではないことには注意をしなければならない。裁判上の分割においては公証人主導で手続が進められることとされており、裁判所はそれを監督することに主たる役割がある。裁判上の分割は現実的に機能することは予定されておらず、費用並びに時間のかかる制度であることをもって協議分割に誘導する機能に主眼が置かれている。」

ポリネシアでは、裁判分割（費用と時間がかかり、「現実に機能することは予定されて」いない制度）が主流となり、しかも、その結果を争う土地争いが相当に存在する。

ポリネシアで協議分割が少ない原因は、相続人特定の困難性である。裁判分割でも、相続人特定が必要であるが<sup>12)</sup>、実際には、ポリネシアの裁判所は、破毀院の繰り返された批判にもかかわらず、代襲相続について、そのうちの一人を代理人として株分け型の相続処理を行うことで困難を回避してきた（後述）<sup>13)</sup>。

12) 岡成玄太「遺産分割の前提問題と固有必要的共同訴訟：その比較法的研究」東京大学法科大学院ローレビュー9号（2014年）は、「遺産分割も含めた裁判分割（partage en justice）においては、実体法上分割に参加すべき者全員が当事者とならなければならないとされ、それを欠く場合、判事は請求を職権で不受理にしなければならないとされる」（27頁）と述べる。

13) Catherine Chodzko et Catherine Vannier, « Succession-Partage - Droit des successions et des libéralités en Polynésie française », La Semaine Juridique Notariale et Immobilière n° 10, 6 Mars 2015, act. 319.なお, « Déclaration de Mme Nicole Belloubet, garde des sceaux, ministre de la justice, sur la question foncière en Polynésie française, à Papeete le 17 juillet 2019 », <https://www.vie-publique.fr/discours/268566-nicole-belloubet-17072019-question-fonciere-polynesie-francaise>.

ポリネシアの法律実務家は、2015年の論文で、同地の相続問題の困難の理由として、「フランス領ポリネシアの人々は、依然として、拡大家族のもとで成長し、その財産は、19世紀にさかのぼる家族財産に由来する共有財産である。」と述べ、フランス民法典とポリネシアの実情との距離を指摘した。同論文は、具体的には、①民法典の優先分与規定は、被相続人死亡時の生存配偶者居住を要件としているが、100年も前の相続ではこの要件充足は困難である、②相続人が時に600人もいる場合に、全ての相続人を呼びだすことは不可能であり、何らかの代理方式が必要である、③相続人脱漏の場合に分割無効となるのは、現実合わない、④親族のための取戻権(droit de retour)も拡張すべきである、と指摘した。これらの指摘は、ポリネシア相続特例法に生かされることになる。

#### イ. ポリネシア相続特例法の立法過程

ポリネシア相続特例法が成立するまでは、2つの法律での立法の試みがあった。

第一は、2018年の海外領土遺産共有解消法(議員提出法案)である。この当初案には、ポリネシアに関する規定はなく、法案審議の途中で、議員からの修正案に基づき、ポリネシア関連規定が付加された。ところが、政府が、ポリネシア関連規定を削除して、別の法律の一部に盛り込む趣旨の修正案を提出し、これが採択された。この結果、海外領土遺産共有解消法は、ポリネシア関連規定を含むことなく、成立した<sup>14)</sup>。

第二は、「フランス領ポリネシアにおける種々の制度的規定に関する2019年7月5日の法律」(Loi n° 2019-707 du 5 juillet 2019 portant diverses dispositions institutionnelles en Polynésie française, 以下「2019年7月5日法」という。)である<sup>15)</sup>。2019年7月5日法の政府提出法案当初案には、相続関連規定は存在

---

14) 詳しくは、小柳・前掲注(4)110頁。

15) フランス領ポリネシアは、フランスの核実験場として重要な役割を果たし、また被害を受けた。ポリネシアの自律的地位に関する組織法典(Loi organique n° 2004-192 du 27 février 2004 portant statut d'autonomie de la Polynésie française) 6-1条1項(2019年追加)は、「共和国は、核抑止力構築及び国の防衛のためのフランス領ポリネシアの貢献に感謝する。」と規定している。

しなかったが、審議途中の修正により、海外領土遺産共有解消法で審議されていたポリネシア相続関連規定が、付加された。2019年7月5日法は、ポリネシア相続関連規定を含め、2019年5月23日に、議会で議決された<sup>16)</sup>。しかるに、憲法院が、2019年6月27日判決(Décision n° 2019-784 DC du 27 juin 2019, <https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2019/2019784DC.htm>)で、同法律案の相続法関連規定を「便乗立法(cavalier législatif)<sup>17)</sup>」の理由で違憲無効と判断した。その結果、2019年7月5日法は、ポリネシア相続関連規定を含まない形で成立した。

ポリネシア相続特例法は、2019年7月5日法の部分としては無効とされた相続規定を、独立の法律としたものである。この法律は、憲法院判決から約一か月で成立した<sup>18)</sup>。

## (2) ポリネシア相続特例法の規定

**第1条** フランス領ポリネシアにおいて、民法典831-2条第1号にも関わらず、優先分与は、申立人が、その不動産に、継続、平穩、公然に、裁判所への分割申立て時において10年を超えて居住していることを明らかにしたときは、認められる。

**第2条** フランス領ポリネシアにおける民法典757-3条の適用に関して、被

16) Texte adopté, N° 275, « Petite loi », AN, 23 mai 2019, [http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115t0275\\_texte-adopté-seance.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115t0275_texte-adopté-seance.pdf)

17) 便乗立法規制は、憲法45条1項2文の規定する制度であり、議会の修正権を制限する。本件でも、相続規定は、提出された法案と間接的にすら関係がないとされた。参照、徳永貴志「フランス第五共和制における修正権と政党システム」一橋法学7巻2号547頁。なお、これと類似した予算法律についての便乗立法(cavalier budgétaire)について、『フランス法律用語辞典(第3版)』(三省堂, 2012年)は、「cavalier budgétaire 財政 予算法律への相乗り 性質上、予算法律の領域とは関係ないが、単なる便宜上の理由で予算法律のひとつに違法に規定された法律の規定。憲法院(▶ Conseil constitutionnel)に提訴された場合には無効とされることになる。」と説明する。

18) 国民議会も元老院も第一読会で議決した。

相続人が、不動産を兄弟姉妹又は卑属と共有していた場合、その不動産は、兄弟姉妹又は卑属に、完全に、帰属する。この場合、兄弟姉妹又は卑属は、財産の由来となっている先に死亡した親の卑属でなければならない。生存配偶者が、相続開始時点において、その財を主たる住宅として、実際に占有していた場合は、生存配偶者は、相続に含まれる財産の持分の上の用益権を、その死亡に至るまで、取得する。

**第3条** フランス領ポリネシアにおいては、民法典887-1条第1項の適用除外として、相続人脱漏 (omission d'un héritier) が、単なる不知 (simple ignorance) 又は錯誤 (erreur) に由来する場合は、裁判上の分割が土地公示システムで公示されたとき又はその不動産の占有が開始されたときは、漏れた相続人は、持分に相当する現物又は価格を請求できるだけであり、分割の無効を請求することはできない。当事者間に、合意がない場合は、裁判所がこれを決する。

**第4条** I. フランス領ポリネシアにおいて、10年を超える前に開始されたすべての相続について、一又は複数の共有者であって、共有状態にある共有財・権利の少なくとも3分の2の持分を有する者は、その選択による公証人によって、当該地方自治体に所在する共有不動産権の分割を、本条の規定に従って、行うことができる。

II. 以下については、前Iに従った手続による分割は、行うことができない。

第1号 生存配偶者が居住する住宅について。

第2号 共有者が未成年であって、後見裁判官又は家族会の許可がないとき。

第3号 共有者が成年被保護者であって、後見裁判官又は家族会の許可がないとき。

第4号 共有者が推定不在者であって、民法典116条の規定による後見裁判官の許可がないとき。

III. 1 本条I及びIIに従って、分割の証書作成の任を負って、選任された公証人は、その案を、すべての共有者に対し、裁判外証書の方式によって、通知を行い、また、財の所在地の法定公告の新聞に公告する共に、掲示に

よる公告さらにはインターネットサイトで公告を行う。

2 通知は、分割のイニシアチブをとる一又は複数の共有者の氏名、その持分、本手続で代理されていない共有者の氏名及び持分 (l'identité et des quotes-parts des indivisaires non représentés à l'opération)、選任公証人の連絡先、対象財、少なくとも二人の資格ある専門家の意見を聴いた対象財の価値、さらに共有者間の配分の予定について記載する。通知はまた、本条IVの期間についても記載する。

IV. すべての共有者は、通知から3ヶ月の期間内に、分割に対する反対を知らせることができる。この期間は、次の場合は、4ヶ月に延長される、すなわち、分割の案に関わる不動産が、少なくとも10以上の者によって共有されている場合又は少なくとも一人の共有者の住所が外国にある場合。

V. 反対がない場合は、分割は、イニシアチブをとらなかった共有者に対して対抗しうる。

VI. 1 一又は複数の共有者が、本条IVによる期間内に、反対の通知をなした場合は、公証人は、これを調書によって確認する。

2 反対確認調査がある場合は、共有権の少なくとも3分の2を有する一又は複数の共有者は、フランス領ポリネシアの土地裁判所 (tribunal foncier)<sup>19)</sup> に申し立てて、分割について許可を求めることができる。土地裁

19) 土地裁判所 (tribunal foncier) は、ポリネシアに特殊な裁判所であり、司法組織法典 (Code de l'organisation judiciaire)L552-9-1条以下が規定する。旧大審裁判所相当の裁判所であり、不動産物権、共有、分割に関する訴権を管轄する。合議裁判所であるが、通常の職業裁判官が裁判長になり、残りの二人は、土地問題精通者が補佐として任命される (Romain Reymond-Kellal, « Fasc. 130-65 : Polynésie française », JurisClasseur Administratif, 2020, n°138, Chodzko et Vannier, op. cit. (note13))。運用開始は、2018年である ([https://www.tahiti-infos.com/Enfin-la-premiere-audience-du-tribunal-foncier\\_a174399.html](https://www.tahiti-infos.com/Enfin-la-premiere-audience-du-tribunal-foncier_a174399.html))。海外領土遺産共有法2条第8号では、この部分は、原始規定では大審裁判所 (tribunal de grande instance) であり、2020年1月1日以降は、司法制度改革によって旧大審裁判所と旧小審裁判所を統合して創設された司法裁判所 (tribunal judiciaire) である。

判所は、もしも、その分割が他の共有者の権利の過度な侵害 (atteinte excessive aux droits des autres indivisaires) にあたらないときは、許可することができる。

3 裁判所の許可の条件に従ってなされた分割は、同意を与えなかった共有者に対抗しうる。ただし、少なくとも3分の2の持分を有する共有者による分割の意図が、同意を与えなかった共有者に、本条IIIに従った方式によって通知されていない場合は、この限りではない。

VII - 本条の適用は、分割の案であって、本条IIIの規定する要件を遵守して、2028年12月31日より前までに、通知がなされた行為を対象とする。

**第5条** 1 フランス領ポリネシアにおける民法典827条の適用に関して、裁判上の分割は、また、(頭割り par tête でなく…小柳注) 株分け (par souche) により、なすことができる。それは、不動産が複数の相続に由来するものであって、かつ以下のいずれかに該当するときである。

第1号 相続人の数が多いために、容易に現物で分割又は付与ができないとき。

第2号 頭割型の分割又は付与をすることが容易でないとき。この際、すべての相続人を、合理的な期間と費用によって、特定し、住所を見出し、又は通知をする (mettre en cause) ことが明白に困難なことを考慮に入れる。

2 本条文の第2号の場合においては、株分け分割の請求は、集団的公告、及び個別的通知——手続の時ににおいて特定され住所を見出した共有者への通知——の対象になる。

3 全ての利害関係者は、最後の公告手続又は通知手続の履践から1年の期間内は、審理に自ら参加することができる。この期間を過ぎた後で、参加が可能なのは、参加人が、自らの行動が妨げられたことについて、正当な事由があることを理由とともに述べたときであるが、その判断は、裁判官に委ねられる。株分け相続がなされるのは、少なくとも、一人の株となる相続人がいる、または、そうでないときは、相続財産管理人または相続人空白 (successions vacantes) の管理人が審理の当事者である場合である。同一の株の構成員は、分割において、審理の当事者となった者により代理

されるが、その構成員が事件に参加しないことが、その者の落ち度でないこと又は不参加が代理人の意図的脱漏によることが明らかになったときは、この限りでない。本条の適用の方式及び条件は、フランス領ポリネシア民事訴訟法典により定める。

4 本条は、2028年12月31日の前までになされた分割請求に適用され、また、第1号に規定した場合については、本法の適用後に、また、第2号に規定した場合については、必要な規程が施行された後に、適用される。

**第6条**（省略…ポリネシアにおける空港コンセッションに関する規定）

## 2. ポリネシア相続特例法が海外領土遺産共有解消法から継承した規定

ポリネシア相続特例法が、海外領土遺産共有法を継承したのは、第1条（優先分与）、第3条（裁判分割での相続人脱漏）（⇒（1））である。第4条は、多数決による共有財の分割規定であるが、海外領土遺産共有解消法を継承しつつ、発動要件持分を3分の2にしたことと共有不動産分割だけに適用がある点で異なる（⇒（2））。

### （1）優先分与・相続人脱漏

#### ア. 優先分与（1条）

第1条は、生存配偶者等の住宅の優先分与を認めるものであり、海外領土遺産共有解消法4条に相当する。優先分与とは、裁判分割において、特定の財を特定の者に優先的に分与する制度であり、『フランス法律用語辞典』は、「Attribution préférentielle 民法 優先分与 不分割財産の分割において、不分割財産権利者のうち、法的基準に照らして、その財産を受け取るのに最も適した者に財産を分与すること」と説明している<sup>20)</sup>。

そもそも、フランス法の裁判分割は、相続人間の平等を重視し、最終的には

20) 『フランス法律用語辞典』（前掲注17）。Philippe Malaurie et Claude Brenner, Droit

抽選を行う(826条<sup>21)</sup>)。抽選の前に、価値において平等な割当分を作成し、割当分の特定人に対する分与については、抽選による。それゆえ、このままでは、被相続人の生存配偶者が、被相続人と共に居住していた不動産について、分与を受けることが難しい<sup>22)</sup>。

優先分与は、抽選制度の例外としての役割を有する。フランス民法典831-2条は、生存配偶者等が住宅の所有権等の優先分与の要件を「死亡の時それが実際に住居としていたとき」(同条1号)とした<sup>23)</sup>。しかし、フランス領ポリネシアでは、相続処理未了が100年にも及ぶ場合があり、被相続人死亡時居住要件

des successions et des libéralités, 7E éd., 2018, n° 925 ; François Terré, Yves Lequette et Sophie Gaudemet, Droit civil : les successions, les libéralités, 4E éd., 2014, n° 1111; Michel Grimaldi, Droit civil – successions, 7E éd., 2017, n° 989 ; Cécile Pérès et Christophe Vernières, Droit des successions, 2018, n° 791.

21) **826条**「1 分割の平等は、価値における平等である。

2 各分割者は、その共有における権利と等しい価値の財を取得する。

3 抽選がある場合は、必要な数だけの割当分が作成される。

4 もしも、相続財産総体の内容が、価値において平等な割当分の作成を許さないのであれば、その不平等は、清算金により調整される。」

22) 岡成・前掲注(12) 34頁注169は、抽選が不適切な結果をもたらしかねないことを指摘し、「このことを言い表して、Grimaldi, supra note 142, n° 854 (Michel Grimaldi, Droit civil – successions, 6E éd., 2001のこと…小柳注)は、抽籤をすれば、場合によっては「山小屋を船乗りにも、船をアルピニストにも」与えるような不合理な結果になっている。」と述べる。

23) **831-2条**「生存配偶者又は全ての所有権共有者は、また、次の優先分与を請求しうる。

第1号 場所の所有権又は賃借権であって、死亡の時それが実際に住居としていたとき、また、場所に付属した動産、また、被相続人の自動車であって、生存配偶者の日常生活に必要なもの。

第2号 職業用の場所の所有権又は賃借権であって、職業行使に実際に供されていたもの、また、職業行使に必要な動産

第3号 定額賃料賃貸借又は収益割合賃料賃貸借により被相続人が農地を利用するのに、必要な全ての動産の要素であって、その賃貸借が請求者のために継続されるか、又は新たに設定されるとき。」

充足が困難である。そこで、ポリネシア相続特例法1条は、「その不動産に、継続、平穩、公然に、裁判所への分割申立て時において10年を超えて居住」していれば、申立人に優先分与請求権を認める。

この規定が最初に登場したのは、海外領土遺産共有解消法の国民議会第一読会議決案第5条であり<sup>24)</sup>、その由来は、同法案国民議会第一読会本会議における修正案41号である<sup>25)</sup>。修正案41号の提案理由は、民法典831-2条は、生存配偶者に優先分与を認めるところ、その要件である被相続人死亡時住宅居住は、フランス領ポリネシアでは、充足は困難である、というのも、「分割は、古い昔、時には19世紀にさかのぼる相続について行わなければならない。19世紀に開始した相続が数多く未処理のままになっている。優先分与について民法典が定める要件は、ポリネシアの実情に合わない。」と論じ、10年の平穩等居住継続を要件に優先分与を認めるべきである、と述べた。この修正案が、本会議で採択された。

その後、この規定は、前述の2019年7月5日法10条として議会で議決され、憲法院の違憲判決の後、最終的に、ポリネシア相続特例法1条として規定された。

### イ. 裁判分割での相続人脱漏についての特例(3条)

第3条は、裁判分割の際の、相続人脱漏規定である<sup>26)</sup>。フランス民法典は、脱漏相続人が権利を主張した場合、分割を無効としつつ(887-1条1項)、脱漏相続人は、その選択により、「分割の無効を請求しないこともできる。」と規定した(同2項)<sup>27)</sup>。逆にいえば、脱漏相続人は、あくまで分割無効を主張す

24) Texte adopté, op. cit. (note16).

25) <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/amendements/0547/AN/41>

26) これが最初に登場したのは、海外領土遺産共有解消法の国民議会第一読会本会議における修正案42号である(<http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/amendements/0547/AN/42>)。

27) **887-1条**「1 分割は、また、相続人の一人が脱漏していたときは、無効である。

2 脱漏相続人は、しかし、自らの部分を現物又は価格において請求しつつ、分割の無効を請求しないこともできる。

ることができる。

これに対して、ポリネシア相続特例法3条では、海外領土遺産共有解消法5条と同様に、適切な相続人調査を行った上で、裁判分割を行い、土地公示又は占有を伴ったときは、脱漏相続人は、分割無効を主張できない<sup>28)</sup>。具体的には、相続人脱漏が、①単なる不知又は錯誤に由来する場合であって、かつ②分割が土地公示を経由した場合か又は占有が開始された場合の二要件を満たすときは、脱漏相続人は、分割の無効を請求できない。この場合は、脱漏相続人は、現物なり価値なりの形で、自らの相続分を主張できるが、相続人間に調整がつかなければ、裁判所がそれを定める。

逆に言えば、①相続人脱漏が、意図的な場合は、脱漏相続人は分割無効を主張できる。また、相続人脱漏が単なる不知・錯誤に由来する場合でも、②分割が土地公示を経由せず、また不動産の占有もない場合は、脱漏相続人は、分割無効を主張できる。

この規定は、海外領土遺産共有解消法の国民議会第一読会本会議議決案6条に由来する<sup>29)</sup>。そのもとになったのは、同法案国民議会第一読会本会議における修正案42号である<sup>30)</sup>。同修正案の提案理由は、次のように述べた。

「現状では、民法典887-1条が、脱漏相続人に、選択権を与えている。一つは、分割無効主張、もう一つは、分割無効を主張しないで、自分に相続分相当を現物または価値で分与せよという主張である。

しかし、第一の分割無効の主張は、土地公示された最終的分割後に相当の年数を経過してなされることもあり、共同相続人の所有権に対する深刻

3 この部分を定めるために、すでに行われた分割における財や権利は、新たに分割するのと同様に再評価される。」

また、Grimaldi, op. cit. (note20), n° 1055.

28) Blandine Mallet-Bricout, « Loi du 27 décembre 2018 : le droit de l'indivision successorale revisité dans les territoires d'outre-mer », La semaine juridique - Notariale et immobilière, N° 13-29, 2019, n° 17.

29) Texte adopté, op. cit. (note16).

30) <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/amendements/0547/AN/42>

な法的不安定の原因となる。また、他の相続人が善意でまた占有を開始した場合には、所有権に対する不均衡な(比例原則から支持されない…小柳注)侵害になる。というのも、現物なり価値なりで財産の取返しの可能性があるからである。

この法的不安定の問題は、フランス領ポリネシアでは一層深刻である。そこでは、相続人特定は、本物の困難事である。必要なのは、法的安全を優先させる考え方であり、それ故、土地公示されたか、占有を伴った分割を維持することである。もっとも、脱漏相続人の権利を奪うべきではなく、脱漏相続人には現物なり価値なりでその相続分を分与する必要がある。脱漏相続人の権利に一定の枠をはめることは、必要性——しばしば長期のまた高額費用の結果として成立した裁判分割のやり直しがないようにする必要性——に応えるものである。」

その後、この規定は、前述の2019年7月5日法12条として議会で議決され、憲法院の違憲判決の後、最終的に、ポリネシア相続特例法3条として規定された。

## (2) 多数決による協議分割(4条)

### ア. 制度の特徴

第4条は、多数決(3分の2発動)と反対者がいる場合の裁判所の許可によって、全員同意がない場合でも協議分割を可能にする。その由来は、前述の2019年7月5日法の元老院(先議)第一読会委員会の審議において、2019年2月5日に、与党である共和国前進党議員により提出された第9号修正案である<sup>31)</sup>。

これは、表1が示すように、基本的には、海外領土遺産共有法1条以下の規定を踏襲したものである<sup>32)</sup>。手続の対象を、相続開始後、10年を超えたものに限定したことも同じである。もっとも、①発動要件を共有持分3分の2以上とすること、②譲渡には適用せず、分割にしか適用しないことの2点において異

31) [https://www.senat.fr/amendements/commissions/2018-2019/199/Amdt\\_COM-9.html](https://www.senat.fr/amendements/commissions/2018-2019/199/Amdt_COM-9.html)

32) 参照、小柳・前掲注(4)115頁。

なっている。

海外領土遺産共有解消法	ポリネシア相続特例法
①発動持分： <u>過半数</u> （1条I）	①発動持分： <u>3分の2</u> （4条I）
②共有物分割との関係： <u>共有物譲渡と共有物分割に適用される</u> （1条I）。	②共有物分割との関係： <u>共有物分割にしか適用されない</u> （4条I）。
③相続人と公証人：相続人（たち）は、公証人を選択する（1条I）。	③相続人と公証人：相続人（たち）は、公証人を選択する（4条I）。
④公証人による通知・公告：公証人は、 <u>譲渡・分割の案</u> を、すべての共有者に対し、通知を行い、新聞公告し、インターネットサイト公告を行う（2条1項）。通知は、 <u>売買・分割のイニシアチブ</u> をとる共有者等及び選任公証人の住所、対象財、 <u>売却価格</u> 、代金の配分の予定、買主等についても記載する（2条2項）。通知を受けた共有者は <u>先買権</u> を有する（2条5項）。	④公証人による通知・公告：公証人は、 <u>分割の案</u> を、すべての共有者に対し、通知を行い、新聞公告し、インターネットサイト公告を行う（4条Ⅲ第1項）。通知は、 <u>分割のイニシアチブ</u> をとる共有者等及び選任公証人の住所、対象財、配分の予定等についても記載する（4条Ⅲ第2項）。
⑤反対のとき、 <u>確答ないとき</u> ：通知を受けた共有者は、通知から3ヶ月の期間において、 <u>売買又は分割に対する反対</u> をすることができる。反対があれば、公証人は調書を作成し、⑥裁判所の許可に進む（2条7項）。 <u>確答がない場合は、裁判所の関与はなく、そのまま売買等が対抗できる</u> （2条6項）。	⑤反対のとき、 <u>確答ないとき</u> ：通知を受けた共有者は、通知から3ヶ月の期間において、 <u>分割に対する反対</u> をすることができる。反対があれば、公証人は調書を作成し（4条Ⅵ第1項）、⑥裁判所の許可に進む（4条Ⅲ第2項、4条Ⅳ）。 <u>確答がない場合は、裁判所の関与はなく、そのまま分割が対抗できる</u> （4条Ⅴ）。
⑥裁判所の許可：裁判所は、 <u>共有物の売却・分割を許可</u> しうる。売買又は分割が他の共有者の権利の過度な侵害の場合は許可できない（2条8項）。	⑥裁判所の許可：裁判所は、 <u>共有物の分割を許可</u> しうる。分割が他の共有者の権利の過度な侵害の場合は許可できない（4条Ⅵ第2項）。
⑦譲渡の方式：譲渡は、 <u>任意売買による</u> （1条Ⅳ）。	⑦譲渡の方式： <u>譲渡は、できない</u> 。
⑧譲渡の対抗力：譲渡は、裁判所の許可を	⑧ <u>分割の対抗力</u> ：分割は、裁判所の許可を

<p>得てなされた場合、同意のなかった（反対を含む）共有者に対抗しうる。ただし、その共有者に、本条文の方式を遵守した通知がなかった場合はこの限りでない（2条9項）。</p>	<p>得てなされた場合、同意のなかった（反対を含む）共有者に対抗しうる。ただし、その共有者に、本条文の方式を遵守した通知がなかった場合はこの限りでない（4条VI第3項）。</p>
--	---

第9号修正案提案理由は、次のように述べた。

「本条の目的は、フランス領ポリネシアの状況に2018年12月27日の海外領土遺産共有解消法の制度を適合させることである。海外領土遺産共有解消法は、新たな仕組みとして、海外領土における土地問題の解決のため、過半数の共有者による協議分割を可能にした（un partage amiable des successions à une majorité de plus de la moitié des indivisaires）。

…地域のアクターとりわけ公証人との相談の結果、本条は、最低3分の2の特別多数決による協議分割を可能とする制度を設けることにした。

2018年12月27日の法律の設けた全ての保障の仕組みは、本条でも採用されている。すなわち、この制度が一定の制限を受けることであり、相続開始後にこの措置を受けるため一定の期間が必要であり、制限行為能力者向けの配慮もある。全共有者に対して執行官により分割案の通知をなす必要性、集团的公告の採用、少数派の反対権、反対がある場合の裁判所の許可、裁判所提訴は、分割推進派がなすべきことなども同様である。」

以上の結果として、委員会案12条が成立した。この規定は、手続発動の要件を持分3分の2とする点で、海外領土遺産共有解消法（持分過半数で発動）と異なるが、この時の修正案についての資料は、理由を明らかにしていない。

元老院第一読会での委員会報告者は、所有権について、憲法の保障する権利であり、所有権制限は「一般利益を理由とし、また、追求される目的との関係で比例原則を順守したものでなければならない」との原則を確認した後、一般利益について、共有解消がポリネシアにおいて広範に存在し、社会混乱を解決しうること、また、比例原則<sup>33)</sup>について、分割案の通知、公告制度、反対がある場合の裁判官の関与、規定を時限立法としたことなどで、目的との比例的

関係にある制度制限を設けたことを指摘した<sup>34)</sup>。これについては、元老院本会議第一読会では、特段の応酬がない。

国民議会第一読会委員会報告は、この点について、次のように述べる。

「本条による多数決は、分割にしか適用されず、売却の決定には適用されない。その理由は、祖先伝来の土地に執着するポリネシア社会のあり方で

33) フランス法の比例原則について、ドミニク・アシェ (Dominique Hascher) (宇野瑛人訳)「比例原則と破毀のコントロール」ICCLP Publications No.15『第10回日仏法学共同研究集会報告集「利益の衡量」(2019年9月17-18日)』(2020年)45頁は、「比例性審査は、三段階のテストを想定しており、この三段階テストは以下の点の審査を要請する。1) 介入が追求されている目的にとって必要の可否か。2) その目的は有用ないし正当か否か。3) 追求されている目的と侵害の間に均衡があるか否か。」と述べる。また、小島慎司「憲法における比例原則」同77頁。

34) Rapport, N° 292, Sénat, 6 février 2019, p.164, <https://www.senat.fr/rap/118-292/118-2921.pdf>

なお、以上の所有権制限についての原則(一般利益による正当化及び比例原則)は、フランスの一連の土地混乱対策の基本でもあった。2018年に成立した海外領土遺産共有解消法でも、政府は、国民議会第一読会本会議審議で、「所有権についてであるが、ここで諸氏に講義するわけではないが、人権の一つであり、1789年人権宣言2条及び17条が規定している。その帰結として、その行使に対する制限は、一般利益の動機により正当化されなければならない、また、制限は、目的との関係で比例的(比例原則を順守したもの…小柳注)でなければならない(les limites apportées à son exercice doivent être justifiées par un motif d'intérêt général et proportionnées à l'objectif)。」と論じた(Année 2018, No 3 [2], A.N. (C.R.) ISSN 0242-6765, 18 janvier 2018, p.216, <http://www.assemblee-nationale.fr/15/pdf/cri/2017-2018/20180116.pdf>)。政府がこの際に、直接の論拠としたのは、壁の互有についての民法典611条に関する憲法院優先的憲法問題判決2010年11月12日(QPC 2010-60 du 12 novembre 2010, <https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2010/201060QPC.htm>)である。同判決は、壁の互有に関する民法典661条(欧州に盛んな接境建築において、壁の互有(mur mitoyen, 通常の共有indivisionと違い分割できない)を有償で作り出す規定)を憲法違反ではないと判示したが、所有権に関する合憲性審査の枠組みとして、上述の枠組みを提示した。

ある。…海外領土遺産共有解消法は、共有持分の絶対多数を有する共有者に決定権を与えたが、元老院による本条は、3分の2の特別多数決を要求する。その理由は、やはり、ポリネシア社会において土地が果たす主要な役割への配慮である。」<sup>35)</sup>

以上の点からみると、ポリネシア相続特例法の多数決協議手続の発動要件の3分の2への修正は、憲法違反の問題を避けるためであったと推測される。

#### イ. 共有者特定不能・住所特定不能の問題

本条の問題は、共有者が特定できたが、その住所が特定できない場合だけに適用可能か、それとも、共有者の特定自体が不可能な場合にも適用可能かである。これは、本条の適用対象が、多数者共有であること及び本条がインターネット公告を採用していることとの関係で問題になる。

これに関して、ル＝シュイトンは、本条は、住所特定不可能な場合に適用できるが、共有者自体が特定できない場合——そういう場合は相当に多いと考えられるが——には適用できないという見解であり、「残念なことは、民法典827条の場合の例外(後述の本法5条)の場合のような、一般的公告を採用しなかったことである。」と論じた。

この見解は、正当である。というのも、827条に関連して、株分け相続の特例を規定する本法5条は、インターネット公告を採用しているが、「すべての相続人を、合理的な期間と費用によって、特定し、住所を見出し、又は通知をすることが明白な困難」なときに制度を採用できると規定する。5条は、明確な文言で、住所不明のみならず、相続人特定不可能の場合にも適用できる。また、海外領土農地について同様の制度を規定する農業漁業法典L181-30条も、「通知対象の共有者又はその住所が明らかでないとき (l'identité ou l'adresse de certains indivisaires sont inconnues)」に公告による情報提供を行うとして、

35) Rapport, N<sup>os</sup> 1820 et 1821, AN, 28 mars 2019, p. 187, [http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion\\_lois/115b1821\\_rapport-fond](http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/115b1821_rapport-fond). Le Chuiton, op. cit. (note7) も、売却に適用しないことについて、「不動産を現物で家族内に置くことがこの法律の起草者たちの主な関心事であった」と述べる。

共有者自体の特定ができない場合にも適用可能なことを規定している。

しかるに、本4条には、そのような不特定相続人に対する制度としての明確な文言はない。それどころか、本4条及びその源流となる海外領土遺産共有解消法2条は、単に、「すべての共有者に…インターネット上で公告を行う」とだけ規定し、また、4条Ⅲは、通知について、「本手続に代理されない共有者の氏名及び持分 (l'identité et des quotes-parts des indivisaires non représentés à l'opération)」記載を要求している<sup>36)</sup>。

### 3. ポリネシア相続特例法の独自規定

ポリネシア相続特例法は、海外領土遺産共有解消法にない制度として、第2条(兄弟姉妹の相続分)(⇒(1))、第5条(代理相続・代襲相続の特例)を設け(⇒(2))、独自性を有する。

#### (1) 兄弟姉妹等への復帰権(2条)

##### ア. 制度の概要

第2条は、兄弟姉妹等の相続権(復帰権)に関する規定である。

民法典757-3条は、生存配偶者と兄弟姉妹の相続分について規定し、兄弟姉妹の復帰権(droit de retour)と呼ばれる<sup>37)</sup>。そもそも、相続分に関し、757-2条は、被相続人の父母不在かつ卑属不在の場合に、生存配偶者が全ての相続財産を取得できることを規定するが<sup>38)</sup>、757-3条は、その例外として、被相続人

36) Le Chuiton, op. cit. (note 7) は、対策として、裁判所による代理人選任の利用を提言するが、しかし、相続人の特定がない場合には、強制代理は使えないという指摘もある(Rapport d'information, op. cit. (note 8), p.28)。

37) **757-3条**「757-2条の例外として、(被相続人の)父及び母が先に死亡している場合、被相続人がその尊属から相続又は贈与により受けとった財であって、相続財産の中に現物で存在するものは、卑属がいない場合には、2分の1の割合で、被相続人の兄弟姉妹に、彼ら自身がその相続財産の起源になっている先に死亡した親族の卑属である場合に、帰属する。」。

38) **757-2条**「被相続人の子または卑属も、その者の父母も存在しない場合、生存配偶

自身が相続により取得した財産について、一種の家族財産の性格を有するとして、被相続人の兄弟姉妹が2分の1の相続権を有すると規定する。この制度は、復帰権と呼ばれるが、広い意味で、一族の祖先伝来の財産を一族内に留めておく趣旨である。生存配偶者は、被相続人が相続で取得した財産については、残りの2分の1の相続権を有する<sup>39)</sup>。

この点について、ポリネシア相続特例法2条は、相続財産の一部に被相続人が相続によって取得した不動産があつてそれが兄弟姉妹と共有になっているときは、兄弟姉妹がその不動産の所有権を、生存配偶者を排除して、100%の持分で取得する場合があることを定め、757-3条の例外を規定している。これは、相続財産が被相続人と卑属との共有である場合でも同様である。この場合、配偶者は、用益権を取得する。動産及び社員権等は、民法典のルールに従う。

#### イ. 家産としての不動産

この規定は、前述の2019年7月5日法の元老院（先議）第一読会審議の委員会での7号修正案として登場した。その時の立法理由は、(民法典の定める)「兄弟姉妹のための2分の1までの復帰権は、その結果として、フランス領ポリネシアにおいて、不動産関連事件での共有者を増加させている。それゆえ、望ましいのは、生存配偶者やその卑属などの共有者の数を増やさないことであり、共有の家族財産については、兄弟姉妹に100%の復帰権を与えることである。」と述べた<sup>40)</sup>。この時は、対象となる財産を「財 (biens)」とだけ規定し、不動産に限定していなかった。

ここでは、単に相続人の数を減らすということが理由とされているが、財産

---

者は、すべての相続財産を受取る。」

39) 法務省「各国の相続法制に関する調査研究業務報告書」(2014年)28頁〔幡野弘樹・宮本誠子〕(<http://www.moj.go.jp/content/001128517.pdf>)。財の現物の存在が757-3条の要件であり、物上代位法理の適用はなく、また、その財産が失われた場合も適用されない (Malaurie et Brenner, op. cit. (note20), n°97, Pères et Vernières, op. cit. (note 20), n°341)。

40) [https://www.senat.fr/amendements/commissions/2018-2019/199/Amdt\\_COM-7.html](https://www.senat.fr/amendements/commissions/2018-2019/199/Amdt_COM-7.html)

を一種の伝来財産・家産とするポリネシアの法感情への配慮と考えられる。

この点について、国民議会第一読会委員会報告は、757-3条は、そのままでは、兄弟姉妹と生存配偶者の共有財産を作り出すことになり、それは、家産について、血族以外の異質な者との共有を作り出し、とりわけ、生存配偶者が再婚し、そこで新たな子供を作った場合は、血の全くつながらない・一族外の者との共有になる。これは、ポリネシア人の感情にそぐわないから、修正が必要であると説明している<sup>41)</sup>。

国民議会第一読会委員会報告は、同時に、本法2条の兄弟姉妹の復帰権に一定の限界があることも指摘している。第一に、被相続人は、生前にその財を贈与すれば、復帰権を排除できる。第二に、被相続人が完全な所有権を有していた財産には適用されず、被相続人が、兄弟姉妹等とすでに共有していた財産についてだけ適用される。そして、第三に、復帰権は、不動産に限定される。国民議会第一読会委員会は、宝石や価値ある美術品等にまで復帰権を規定する一般利益はないとして、対象を不動産(biens immobiliers)に限定する修正案を採択し、不動産共有解消だけが一般利益から正当化されると指摘した。

これに関して、ル＝シュイトンは、本法律の目的は、ポリネシアに存在する遺産共有の解消であるが、また、できる限り、相続において一族以外の者を排除することであると論じている<sup>42)</sup>。

## (2) 株分け相続の利用拡大(5条)

### ア. 例外的制度の必要性

#### (ア) 現地の法実務

第5条は、相続人が多数に及ぶ数次相続に配慮した規定であり、株分け(par souche)<sup>43)</sup>による代襲相続の利用拡大を図っている。第5条が必要になったの

---

41) Rapport, N<sup>os</sup> 1820 et 1821, op. cit. (note 35), p. 181. 修正案は、報告者により提出されたCL5号修正案である ([http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/amendements/1696/CION\\_LOIS/CL5](http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/amendements/1696/CION_LOIS/CL5))。委員会の審議では、議論なく、採択された。

42) Le Chuiton, op. cit. (note 7).

43) 「民法」株 相続法において、複数の者に共通の始祖。代襲〔►Représentation

は、民法典とポリネシアにおける法実務との乖離である。一方で、民法典に例外を設ける必要があるが、他方で、ポリネシアの法実務にも改善の余地があった。

民法典は、分割に関する827条で、頭割分割を原則として、代襲による代理が可能な場合には、株分け分割を行い、株の内部で再分割を行うことができると規定し、頭割分割を原則とする<sup>44)</sup>。これを代襲相続人の特定ができない場合などにも拡張的に適用するのが、本規定の特徴である。そして、特定できない代襲相続人については、公告等の手続を設け、一定の範囲でその権利保障を図っている。

ポリネシアでは、数次相続の未処理が多く、その結果、協議分割が困難であり、裁判分割が主流である。同地のパペーテ控訴院は、全ての代襲相続人を手続に関与させることが困難なため、「一人の株構成員による代理」という法実務を発達させた。すなわち、「それぞれの株の構成員のひとりが株を代理して裁判分割にあたり、裁判所が行う分割が全ての相続人に対抗しうる」<sup>45)</sup>というものである。そして、株の構成員が不明であるとか発見できない場合は、相続人不明の管理人が登場し、相続人探索等を行う。

元老院2016年レポートは、次のような例を示し、大規模共有の小規模共有への転換による管理の容易化という利点を指摘している<sup>46)</sup>。

---

[民法]の②) の場合、死亡した相続人 (=株) の代襲者たちは、共同して、その相続人の持分を受け取る。株の内部においては、分割は頭割りにより行われる。』『フランス法律用語辞典』(前掲注17) 項目souche。なお、代襲については、「②代襲//相続人たる本人の権利を代襲するものを相続に呼び出す効果を有する法的擬制。代襲は、直系卑属間においては無限に生じる。傍系血族間においては、故人の兄弟姉妹の子および直系卑属にも認められている。」同項目 (Représentation)。

44) 827条「相続の総財産の分割は、頭割りで行う (s'opère par tête)。しかし、代襲・代理があるときは、株分け (par souche) で行う。株分け分割がひとたびなされた後は、その株の内部の相続人間で個別的に分配が行われる。」

また、Malaurie et Brenner, op. cit. (note 20), n° 925 ; Pérès et Vernières, op. cit. (note 20), n° 215.

45) Rapport, N<sup>OS</sup> 1820 et 1821, op. cit. (note 35), p. 189.

46) Rapport d'information, op. cit. (note 8), p. 149.

被相続人が、1世紀前に死亡したが未処理の相続の場合、被相続人の子たちも死亡しており、孫も、ひ孫も、また、ひ孫の子(玄孫、やしゃご)も死んでいるかもしれない。この状況では、最初の相続処理について、全相続人を呼びだすことは極めて困難または不可能である。そこで、被相続人の最初の相続について、子ごとに株を作り、そのずっと先の(ひ孫以下の)卑属を事件の当事者とするところがありうる。子のレベルで株分け分割することは難しく、孫のレベルで株分け分割することになるかもしれない。頭割りの相続は、関係者の氏名・住所が不明であるため、不可能である、または、もしも、最後の現存相続人のレベルで分割すると、極めて多数の相続人に何平方センチの土地ずつを分与することになり、ナンセンスである。もちろん、相続財産である共有物競売も可能であるが、その場合は、家産が、最終的に一族外に流出してしまう。そこで、こういう愚かな仕組みをやめて、株ごとの集団的分割を行う。その結果生まれるのは、やはり共有財であるが、当初の共有に比べて、相当に人数が少なく、また管理が可能になっている。

#### (イ) 破毀院の批判的姿勢とその理由

破毀院は、この代襲・代理相続の拡張的利用には、批判的であり、繰り返し、パペーテ控訴院の判決を破毀してきた。破毀院2007年9月13日判決(Cass. civ, 13 septembre 2007, n° 06-15.646. Inédit, なお、元老院2016年レポート引用)は、その例である。そこでは、控訴院が裁判分割をした際に、大きく二つの株に分け、特定の土地を各々の株に分配した。その際、株の構成員ではあったが、この手続に関与していない相続人がいたが、この相続人が占有していた土地は、自らは所属していない株に分配された。その結果、この相続人は、明け渡し請求を受けたため、この分割は自分を拘束しないとして訴えた。破毀院は、控訴院判決を破毀して、代理人により株の名で承諾した分割は、相続人を拘束しないとして、「利害状況を共通にするというだけでは、代理には不十分である。本件において、当事者でもなく、代理もされていない者の不利益にも、またはその利益にも、裁判分割は、義務も権利も作り出すことはできない。」と述べた。

破毀院のこの判決は、一方では、破毀院のポリネシア法実務への無理解を意味するが、他方では、ポリネシア法実務の危険性も物語る。というのも、代襲相続人についてみれば、何等の連絡を受けることもなく、相続財産の帰趨が定まっているからである。少なくとも、代襲相続人について、何らかの通知・情報提供、関与機会の提供が必要である。

### イ. 株分け相続規定の成立

#### (ア) 海外領土遺産共有解消法での株分け相続規定

株分け相続規定は、海外領土遺産共有解消法の審議過程で登場した。同法案の元老院第一読会委員会において、第13号修正案<sup>47)</sup>が、「民法典827条のフランス領ポリネシアへの適用に関しては、裁判分割は、それが頭割方式での分割が困難なときは、株分け方式によりなされる。裁判所は、もしそれが、共有者の権利の過度の侵害でない場合には、株分け分割を許可できる。」との規定を提案した。この提案は、委員会議決案5A条として成立した。

これに対して、元老院第一読会本会議で、政府は、5A条は簡単過ぎるとして、5A条削除案(第10号議案<sup>48)</sup>)を提出した。司法大臣は、この案は、相続人の特定なく、また相続人を呼び出すことなく、株分型分割を認めるものであり、相続人の権利保障に欠けると指摘した<sup>49)</sup>。

筆者は、先の破毀院2007年9月13日判決を見る限り、この政府の指摘を妥当と考える。5A条は、単純に、ポリネシアの法実務を合法化するものであり、代襲相続人にとっては危険である。この削除案が元老院本会議で成立し、元老院第一読会決議案は、株分け相続の規定を欠いたものになった。

#### (イ) 成立した制度と相続人権利保障

その後、先述の2019年7月5日法の元老院(先議)第一読会委員会の審議において、2019年2月5日に、政府与党である共和国前進党議員は、第8号修

47) [http://www.senat.fr/amendements/commissions/2017-2018/231/Amdt\\_COM-13.html](http://www.senat.fr/amendements/commissions/2017-2018/231/Amdt_COM-13.html)

48) [http://www.senat.fr/amendements/2017-2018/380/Amdt\\_11.html](http://www.senat.fr/amendements/2017-2018/380/Amdt_11.html)

49) *Compte rendu intégral, Sénat, Séance, 4 avril 2018, p.3444*, (<https://www.senat.fr/seances/s201804/s20180404/s20180404.pdf>).

正案 (N° COM-8 rect.) を提出した<sup>50)</sup>。

この修正案は、最終的に成立した法律とほとんど同じものであり、代襲相続人に対する権利保障にも、ある程度配慮したものになっている。提案理由は、次のように詳細であった。

「フランス領ポリネシアにおいて、土地の分割を請求する者は、しばしば、5親等、なかには8親等の相続人である。分割請求者は、その共同相続人との間の分割手続で、3つの困難に遭遇する。

1 共有者の特定 (l'identification des indivisaires) : 困難の理由は、複数世代に及ぶ共有者多数、それでいて、系図関連情報の誤り、身分証書導入遅延、また、氏の変更や口頭による養親子関係の形成の慣習、身分証書の台風による喪失、公示のない私署証書による土地売買慣習、台帳の欠如、そしてまた、系図確認及び土地所有権の由来確認に必要な書類発行機関へのアクセスの困難などがある。

2 共有者の住所特定 : 困難の理由は、居住する者がいても、郵便宛先としての住所が欠如すること、遠隔地の島に居住する者には電話もないこと、それゆえに、人名目録作成ができないことである。

3 共有者への通知手段 (la mise en cause des indivisaires) : 困難として、執行官は、タイチとレアテアにしか存在せず、また、国家警察による呼びだしは拒絶される。

以上の困難な状況故に、必要になるのは、特別で例外的な分割の手続である。それは、一方では、株分け分割——普通法は、株分け分割を、頭割分割原則への例外として位置づける——の拡張的利用を可能にし、他方では、株の内部において手続的な代理の制度の導入を可能にする。すなわち、手続においてできる限り広範な情報提供を行い、一定の期間の経過後は参加できなくなる仕組みである。」

50) [https://www.senat.fr/amendements/commissions/2018-2019/199/Amdt\\_COM-8.html](https://www.senat.fr/amendements/commissions/2018-2019/199/Amdt_COM-8.html)

ここで明らかなことは、この手続における公告制度は、相続人の住所特定困難のみならず、相続人自体の特定困難な場合への対応でもあることである。

この規定は、一方では、株分け相続の利用拡大を図りつつ、他方で、通知手段等を整備することにより、相続人の権利保護にも配慮している。

## おわりに

以上のポリネシア相続特例法は、少なくとも2点において、日本法にも参考になりうる。

第一は、個別共有者の権利制限を行う場合についての原則である。共有立法では、個別共有者の権利を制限するが、憲法上の所有権保障との関連について、《所有権は、憲法の保障する権利であり、所有権制限は一般利益を理由とし、また、追求される目的との関係で比例原則を順守したものでなければならない》との原則に従って立法を進めている。この場合の一般利益は、共有者の集団的利益を超える存在であり、地域の困難等が代表的である。逆に言えば、仮に長期にわたる共有未処理があったとしても、それが地域的・社会的に例外的なものであるとすれば、共有者の私的解決に任せれば足りると考える。

更に、比例原則について考えれば、導入される新制度において、個別共有者の利益を全く無視するような場合には、比例原則違反となりうると考えられる。個別共有者の利益制限措置に、時間的、地域的に一定の限定を加えることも考えられる。さらには、以上のことは、関連規定を民法以外の特別法として位置づけることにもつながる。

日本の所有者不明土地問題解決では、民法そのものの改正が検討されている。果たしてそのような措置が問題の解決に適切な枠組みかどうかとも検討する必要がある。

第二は、具体的な手法である。注目すべきは、特別多数決のイニシアチブによる協議分割の実現及び株分け分割（又は代理分割）での住所不明対策等である。また、株分け型相続という、多数共有者・管理不能型共有からの少数共有者・管理可能型共有への転換制度も、アイデアとして、検討に値する。こうし

た点は、今後の日本法の改善にもヒントになりうるであろう。

[追記：本研究には、科研費基盤研究C19K01267（研究代表者）及び科研費基盤研究A19H00573（研究分担者、研究代表者は吉田克己）を得た。]